

平成28年度 インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱 実施要領

(公社)全日本トラック協会

1. 助成金交付の趣旨

少子高齢化に対応し、学生による職場体験（「インターンシップ」）の受入れを実施する都道府県トラック協会（以下「地方ト協」という。）会員事業者（以下「事業者」という。）に助成金を交付し、もって業界における人材確保対策の促進を図る。

2. 助成対象者

地方ト協事業者は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下又は従業員数300人以下）であるものとする。

3. 予算額

4,200万円（予算達成次第終了）

4. 助成対象事業等

会員事業者が、全ト協の開設したインターンシップ登録サイトに必要事項を登録した後、高等学校以上の教育機関からインターンシップを受入れた場合に次の要件に適合するものにあつては、その受入れに対して助成する。

ただし、地方ト協ごとの1事業者あたりの申請は1回に限る。

(1) インターンシップ受入れ期間が3日間以上であること。

(2) インターンシッププログラムに次のものを含むものであること。

①点呼や日常点検等安全運行に向けた取組みの見学等。

②乗務体験（学校側からの要請で乗務体験を含まない場合を除く。）

5. 助成額

(1) インターンシップ受入れ期間 3日間 9万円

(2) インターンシップ受入れ期間 4日間 11万円

(3) インターンシップ受入れ期間 5日間以上 13万円

※但し、上記受入れ期間は同一学生に対する受入れ期間とし、受入れ人数にかかわらず上記の助成額とする。

6. 事業の申請

事業者は、本助成金の交付を受けようとするときは、期日までに「インターンシップ導入促進支援事業実績報告書」を地方ト協に提出しなければならない。

7. 実施期間等

(1) 助成対象事業実施期間 平成28年4月1日～平成29年2月28日

(2) 地方ト協への実績報告書到着締切日 平成29年3月3日

(3) 全ト協への実績報告書到着締切日 平成29年3月10日

8. 交付要綱

「インターンシップ導入促進支援事業助成金交付要綱」のとおり

以上